

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○後見登記等に関する政令の一部を改正する政令（三三三）

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四）

○放送法施行令の一部を改正する政令（三五）

〔省 令〕

○後見登記等に関する省令の一部を改正する省令（法務三）

○大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（文部科学七）

〔告 示〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
（財務・農林水産三）

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同四）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同五）

○農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二七八）

○漁業近代化資金金融通法施行規程の一部を改正する件（同二七九）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二八〇）

○果樹共済に係る共済掛金標準率等を定める件の一部を改正する件（同二八一）

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件
（経済産業二〇）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（同二一）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通九五）

○道路に関する件

○（東北地方整備局二六、二七）
○（中部地方整備局一八）

○道路に関する件（同一九）

○道路に関する件
（九州地方整備局二三、二四）

○道路に関する件
（北海道開発局二三、二四）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中国地方整備局公示（中国地方整備局）

産 業

日本産業規格（国土交通省）

国家試験

令和三年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

押収物還付公告の一部取消・押収物還付、建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇後見登記等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三三三）（法務省）

1 後見登記等の申請及び登記申請書等の閲覧の請求に係る手続について、申請人の押印を不要とすることとした。（本則関係）

2 この政令は、令和三年三月一日から施行することとした。

◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三三四）（総務省）
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三〇号）の施行期日は、令和三年四月一日とすることとした。

◇放送法施行令の一部を改正する政令（政令第三三五）（総務省）

1 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七〇号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七一号）の施行に伴い、日本放送協会が発行する放送債券について規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2 この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行することとした。